

静岡県告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年静岡県告示第456号岳南広域都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月1日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
富士市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岳南広域都市計画公園事業 3・4・15号 原田公園
- 3 事業施行期間
平成13年10月9日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし